

苦情相談

国民生活センター

借財までして取引し、大損した外国為替証拠金取引

約定元本の一定率(5~10%程度)の証拠金を販売業者に預託し、外国通貨の売買を行う外国為替証拠金取引に関する相談が急増している。本件は、出資額が多く、相談者の置かれた状況が複雑であるなど特徴的な事例である。

相談内容

外國為替に関する金融商品を勧められた。「銀行に預金しても少しも増えない。外貨預金よりもさらに有利な為替取引をすれば、月々100万円くらいの利益が出る」と勧められた。取引に関する説明が十分でなく、仕組みなどがよく分からなかつたが、300万円を預けてみることにした。口座開設申込書に勤務先欄があつたが、今は無職であると告げると、営業員から前の勤務先を記入するよう促されたため、そのようにした。自

(40歳代 男性 無職)

談者が出资した金額の合計は約500万円で、損失額は約300万円になると説明した。また、清算金を返還するには、「取引終了債権債務確認書」に署名・捺印のうえ、提出することが条件だという。当該確認書には、「清算金受領後は、貴社と私は一切の債権債務のないことを確認します」との一文があり、今後、損害賠償や契約の成否を争うのに支障が出ることが懸念された。当センターは、「清算金は、当事者の資金であり、決済後は速やかに返還されるべきものである。約款にも、確認書の提出については、一切規定がない」と主張した。確認書の当該文書を二重線で抹消して提出するので、當中に返金するよう強く求めたところ、事業者は清算金を返金した。

当センターは、相談者からの聽き取りを踏まえ、問題点を指摘した。これに対し事業者は、取引の経緯について、以下のように説明した。(1)相談者は外貨預金をしているように投資に対して積極的な人物であり、相当な資産家と思われ、当該取引を行いう資格は十分にある。(2)取引に関する説明は十分に行つた。(3)口座開

設申込書の勤務先欄については、当社の営業員が前の勤務先を記入させた経緯はない。(4)取引についても、相談者の承諾の下に行つた。金体として問題はないとの認識している。

この説明に対し当センターは、(1)外貨預金の経験者であることをもつて、当該取引のように仕組みが複雑で、専門的知識などが必要なハイリスク・ハイリターンの取引を行う資格があるとはいえない。資産状況にスケーリングの取引を行なう仕組みをまるで理解していない。(3)口座開設申込書の勤務先欄についても、金額が潤沢な証ではない。(2)当センターが聞き取った範囲では、取引に関する十分な説明が行われたとは思えないし、相談者は行なわれたとは思えないし、相談者は(2)を示してほしい。と反論した。

また、相談者は交通事故の影響により判断力に問題が生じていると思われる、契約そのものの成否に疑義があると思われるし、仮に契約が成立しているとしても、損失のすべての責任を相談者のみが負うのは、社会的

(1)処理経過

処理概要

当センターは、さらに詳しく相談者に事情を聴いたところ、相談者は蓄から出資したり、営業員の勤めで生命保険を担保に融資を受けたりして、結局総額で500万円くらい出資してしまった。取引をやめたい。家族にも相談できず、どうしたらよいか分からぬ、という内容だった。

相談者は交通事故に遭い、入院・手術の後、勤務先を退職し、現在も通院と薬の服用が欠かせない状態である。退職金とそれまでの時給で生計を維持している。預金利率が低いこともあり、外貨積み立て預金はしていなかったが、株式投資などの経験はある。

いずれにしても、事業者側の勧誘方法、取引に関する説明、取引過程において、問題点が多数存在すると思われたため、事業者に来所を求めて、事情を聴くことにした。

来所した管理部門の責任者は、相

に公平といえず承服できない。

相談者は交通事故の後遺症で現在も通院中であり、薬の服用が欠かせない状態である旨の診断書を提出するので、和解に向けて条件の提示をしてほしいと検討を促した。

(2)処理結果

事業者は、100万円の見舞金であれば支払う用意があると回答して

きたが、相談者はこれに納得せず、弁護士に相談することを勧めた。

その後何回かのやり取りを経て、最終的に相談者の過失を3割とし、清算金の他に約2100万円が返還されることで合意となつた。

問題点

相談しているというなら、相談者宅へ電話した通話録録や録音テープなどを示してほしい。と反論した。

また、相談者は交通事故の影響により判断力に問題が生じていると思われる、契約そのものの成否に疑義があると思われるし、仮に契約が成立しているとしても、損失のすべての責任を相談者のみが負うのは、社会的

ある。何らかの法規制が求められる。

苦情相談

宮崎県消費生活センター

連鎖販売取引による無認可共済

処理概要

の返金もできないと言われたうえ、脱会通知が一方的に届き納得できない。(50歳代 男性 自営・自由業)

生命保険の約款は大変複雑・難解で、容易に理解できないことが多い。専門的に教育を受けた保険外交員による説明を受けても、勧説された消費者は、誤解や不十分な理解で契約し、保険金申請になつて「こんなはずでは」と後悔することがある。ましてや連鎖販売取引の無認可共済ではどうなるかは、想像に難くない。

説明された。申込書を記載していると、「既往症の有無」欄があり、「糖尿病等で通院している」というと、入院していなければ大丈夫」と「病気無」の欄に○を付けるよう指示があり、そのとおりに記載した。

その後、多機能電話機の代金とは別に共済掛金を月々約6000円払っていたところ、「03年1月になつて入院していなければ大丈夫」とかけた。入院中、勧説者である知人が見舞いで訪問してきた折に「共済金が支払われる。共済会に確認したらがんばれ」と記載のパンフレットを示されたことから、退院後の3月になると連携し、業者と交渉することとした。業者は、相談者と勧説者が結託しているとの疑惑を示し、また、共済事業の説明は説明会等で十分行っていたと主張し、三者面談による事実確認を希望した。

三者面談において、業者からは、「共済の加入は任意であり、必ず加入すべきものではない。このことと併せて、共済制度について指導は一切受けていない」という勧説者の主張は認め難い。説明会では毎回説明しているし、勧説者の上位者に確認したが、「入院していなければ大丈夫」という説明の事実は認められず、勧説者の話は信用性がない。勧説者はまた、狹心症が対象になると共済会に確認したとしているが、共済会としては医師の診断書もない段階で判断しようがなく、答えられるはずがない。仮に告知義務違反がなかつ

02年3月、知人の自宅に「いい話がある」と呼び出され、行ってみると連鎖販売取引による多機能電話機の説明であった。以前から多機能電話機の設置を考えていたこともあり、「販売すると高収入になる」と勧められ、契約することにした。知人からは、「同時に共済にも加入する必要がある」と

たとしても、狹心症は保障対象外であつて共済金は支給できない。しかし今回はこれまでの経緯を考慮し、契約にある一部の入院給付金は支払に応じる。あるいは契約が無効であるとするならば、すでに支払われた共済掛金の全額を返金する」との提示があり、相談者は掛金返金で了承した。

たとえ大変な勉強もせずに共済に加入させること自体が間違いであつたと思う。業者と交渉することとした。業者は、相談者と勧説者が結託しているとの疑惑を示し、また、共済事業の説明は説明会等で十分行っていたと主張し、三者面談による事実確認を希望した。

三者面談において、業者からは、「共済の加入は任意であり、必ず加入すべきものではない。このことと併せて、共済制度について指導は一切受けていない」という勧説者の主張は認め難い。説明会では毎回説明しているし、勧説者の上位者に確認したが、「入院していなければ大丈夫」という説明の事実は認められず、勧説者の話は信用性がない。勧説者はまた、狹心症が対象になると共済会に確認したとしているが、共済会としては医師の診断書もない段階で判断しようがなく、答えられるはずがない。仮に告知義務違反がなかつ

たとしても、その共済制度の内容について、この事例は、無認可共済の勧説を連鎖販売取引という販売形態においてみる必要があるだろう。

相談内容

02年3月、知人の自宅に「いい話がある」と呼び出され、行つてみると連鎖販売取引による多機能電話機の説明であった。以前から多機能電話機の設置を考えていたこともあり、「販売すると高収入になる」と勧められ、契約することにした。知人からは、「同時に共済にも加入する必要がある」と

たとしても、狹心症は保障対象外であつて共済金は支給できない。しかし今回はこれまでの経緯を考慮し、契約にある一部の入院給付金は支払に応じる。あるいは契約が無効であるとするならば、すでに支払われた共済掛金の全額を返金する」との提示があり、相談者は掛金返金で了承した。

問題点

三者面談において、業者からは、「共済の加入は任意であり、必ず加入すべきものではない。このことと併せて、共済制度について指導は一切受けていない」という勧説者の主張は認め難い。説明会では毎回説明しているし、勧説者の上位者に確認したが、「入院していなければ大丈夫」という説明の事実は認められず、勧説者の話は信用性がない。勧説者はまた、狹心症が対象になると共済会に確認したとしているが、共済会としては医師の診断書もない段階で判断しようがなく、答えられるはずがない。仮に告知義務違反がなかつ

たとしても、その共済制度の内容について、この事例は、無認可共済の勧説を連鎖販売取引という販売形態においてみる必要があるだろう。

たとしても、その共済制度の内容について、この事例は、無認可共済の勧説を連鎖販売取引という販売形態においてみる必要があるだろう。

たとえ大変な勉強もせずに共済に加入させること自体が間違いであつたと思う。業者と交渉することとした。業者は、相談者と勧説者が結託しているとの疑惑を示し、また、共済事業の説明は説明会等で十分行っていたと主張し、三者面談による事実確認を希望した。

三者面談において、業者からは、「共済の加入は任意であり、必ず加入すべきものではない。このことと併せて、共済制度について指導は一切受けていない」という勧説者の主張は認め難い。説明会では毎回説明しているし、勧説者の上位者に確認したが、「入院していなければ大丈夫」という説明の事実は認められず、勧説者の話は信用性がない。勧説者はまた、狹心症が対象になると共済会に確認したとしているが、共済会としては医師の診断書もない段階で判断しようがなく、答えられるはずがない。仮に告知義務違反がなかつ

たとしても、その共済制度の内容について、この事例は、無認可共済の勧説を連鎖販売取引という販売形態においてみる必要があるだろう。

たとえ大変な勉強もせずに共済に加入させること自体が間違いであつたと思う。業者と交渉することとした。業者は、相談者と勧説者が結託しているとの疑惑を示し、また、共済事業の説明は説明会等で十分行っていたと主張し、三者面談による事実確認を希望した。

三者面談において、業者からは、「共済の加入は任意であり、必ず加入すべきものではない。このことと併せて、共済制度について指導は一切受けいない」という勧説者の主張は認め難い。説明会では毎回説明しているし、勧説者の上位者に確認したが、「入院していなければ大丈夫」という説明の事実は認められず、勧説者の話は信用性がない。勧説者はまた、狹心症が対象になると共済会に確認したとしているが、共済会としては医師の診断書もない段階で判断しようがなく、答えられるはずがない。仮に告知義務違反がなかつ

たとしても、その共済制度の内容について、この事例は、無認可共済の勧説を連鎖販売取引という販売形態においてみる必要があるだろう。



国民生活センター

高齢の母親が訪問販売で契約した個人年金保険

最近、金融機関でも、外貨建ての預金や金融商品を利回りが高いとして積極的に勧める傾向がある。しかし外貨建て商品は、為替の変動によるリスクや手数料がかさむといったデメリットもあり、より一層の注意が必要である。今回は外貨建て個人年金保険のトラブルを紹介する。

相談内容

その銀行とは以前から付き合いがあり、担当者がしばしば預金の出し入れに自宅に来訪していた。

最近、新しい担当者が来訪した際、家族に金融商品を勧めたいと言つたが断つた。その後再び担当者が来訪し、今度は78歳の母に勧めた。母は、近々満期になる父名義の定期預金が積立預金であったため、積立預金ならよいと思い契約したようだ。

その夜、娘の自分が母から契約書を見せてもらったところ、積立預金

名前は付いているが、入院したから保険金がもらえるといったものではないと説明した。また、元本割れの可能性や、預金とは違うことも説明した。保険なので死亡した際は娘が受取人になれるというメリット、解約すると元本割れすることや、為替が変動したら受け取り額に増減が生じるデメリットがあることなどはパンフレットを渡して説明した。この夫名義の口座は妻が開設手続きを行い、その後も手続きを妻が行つたので今回の保険契約も同様にした。夫本人の意思を確認すべきだったとは思うが取り消しはできない」と回答した。

それを受けた当センターからは、(1)当事者は78歳と高齢で脳の手術歴もあり、為替リスク等の理解も乏しかったと思われる。(2)投資経験もないうえ、商品のリスクも理解できていないため、適合性の原則に反すると考えられること。(3)申込書はまだ銀行にあり契約の成立に疑問があること。(4)パンフレットでは利益については分かりやすいが、損失については一読しただけで分かるようになっていないこと、などを指摘した。

問題点

当センターでは、銀行に来訪を求めて、高齢者への長期の保険契約の不適切さ、契約当事者は商品の内容や仕組み、リスクについて理解していない。母は脳の手術を受けたことがあり、痴呆気味もある。普通に生活はしているが為替リスクなどまつたく理解していない。

処理概要

当初、相談者が居住地の消費生活センター（以下、受付センター）のア

これに対しても銀行は、「説明は十分に行つたし、勧説に問題もなかつた。為替リスクの説明も行った。預金との違いについて説明を受けた確証書にも署名してもらっている」と回答し、契約成立時期については保険料を振り替える伝票を書いたときか為替の伝票を書いたときであり、本件は両方記入しているため契約は成立している、と主張し、原則取り消しは認めないと言いながらも、持ち帰り検討するとした。

その後銀行からの提案で、当事者、相談者等家族同席のうえ、受付センターにおいて話し合いが持たれた。その結果、理由は明らかにされなかつたが、銀行より差額の4900円を返金することが提案され、当事者側が同意した。また、再発防止策として、高齢者との取引に関する改善策が全店配布されることとなつた。

反するような取引であったと思われたが、銀行側は認めなかつた。

また、当該契約はクーリング・オフの適用外とされていたが、これは保険業法309条（保険契約の申し込みの撤回等）の施行令45条、施行規則241条（保険契約の申し込みの撤回等ができない場合）3項に、「預金または貯金の口座に対する払い込みによる方法」があるためである。しかし、振り込みだからといってすべてのケースが適用外となるのか疑問があつたため、金融庁に問い合わせた。金融庁は「保険業法309条1項6号では消費者保護に欠ける恐れがない場合を規定している。支払が振り込みの場合にクーリング・オフできないとしているのは、振り込みは自発的の意思で行っており、不意打ち性がないとしているためである。ただし、訪問販売等の不意打ち性のある取り扱いでは個別具体的に判断している」とのことであった。

今回のように訪問販売で銀行員の言つままに手続きをしたケースは「自発的意思による行為」とはいえない。適合性の問題とともに、消費者保護を怠つた点にも問題はある。

苦情相談

石川県消費生活支援センター

なかなかやめさせてくれない商品先物取引

当センターに寄せられる国内商品先物取引に関する苦情相談は年々増加しており、「04年度は55件であった。今回は事業者に清算不足金の放棄および返金を求めた事例を紹介する。

相談内容

04年5月、電話で商品先物取引の勧説があり、断つていたのだが、「ガソリンが高騰しています。必ず儲かります」「資金は315万円の3分の1からできます」と言われ、喫茶店で会うことになった。担当者の「初めての人には難しいから、資料を渡すので読んでください」と資料を渡された。リスクの説明はあつたが、「短期(2週間くらい)でやめれば、儲かった時点でやめられる」と言われ、何度も「本当に大丈夫か」と確認し契約することになった。

一としても、相談者が事業者から清算不足金を請求されていることを考慮し、斡旋交渉をすることになった。

相談者は交えた第1回の斡旋交渉で、相談者は「やめたい」と何度も言ったのに聞き入れてもらはず、その都度「今やめると出資した金は返らない。追加の負担が必要になる」「もう少し頑張れば好転する」などと言われ取引を続けた、と清算不足金が生じるほどになつた原因を訴えた。当センターからは、相談者の「少しでも返金してほしい」との要望を受けた。①取引可能額を300万円と申告したのに1000万円と記載させたこと②相談者がサラ金から借金をしていることを担当者が知つていて、事業者に「委託者保護」といふ点で重大な過失があるので、少なくとも相談者が当初申告した300万円を上回る損失分については、返還を検討するよう申し入れた。事業者は「追加の請求約48万円については放棄してもよい」と回答したが、相談者は返金の提示を要望し

ため、その日の交渉は決裂した。

相談者と協議した結果、相談者は何とかサラ金の借金は返済したいといふことから、追加請求の放棄とサラ金からの借り入れ相当額270万円の返還を要求することになった。

2カ月後の第2回の斡旋交渉で、事業者は「サラ金から借金をしている事實を知つた時点で取引の中止をする」と提案すべきだった」と、委託者保護の面で過失があつたことを認めた。ただし、相談者にも「担当者の説明に結果的に同意した自己責任がある」と提案があった。

当センターが金額の根拠を聞いたところ、「48万円の追加請求分を差し引いた約200万円の返還に応じる」と提案があった。

当センターが金額の根拠を聞いたところ、「48万円の追加請求分を差し引いた約200万円の返還に応じる」と提案があった。

問題点

相談を受けてから最終的に相談者が和解金を受け取るまで7カ月を費やした。

商品先物取引の相談を受けた場合、契約者自身が明確に取引の終了を希望しているケースに限り、事業者に手仕舞いをさせる段階までの斡旋に入っているが、清算返還金を上回る返還要求については法律相談や商品先物取引協会の斡旋制度を紹介する。しかし相談者は、当センターハの斡旋を強く希望した。当センターハの斡旋を強く希望してい

たので、「300万円ぐらい」と答えると、「國の審査が通らないので」書類を書く際に、投資額を聞かれます。「もう金が継かないからやめたい」と言つたが、その都度「マイナスが出来ても保証しませんよ」などと言われ取引を継続してきた。「どうしても決済してくれ」と言つたら、「トップ安でできない」と言われた。(50歳代 男性 給与生活者)

その後も同様に言われ、途中から「もう金が継かないからやめたい」と言つたが、その都度「マイナスが出来ても保証しませんよ」などと言われ取引を継続してきた。「どうしても決済してくれ」と言つたら、「トップ安でできない」と言われた。その後、事業者から決済結果の報告を受けたところ、48万6775円の不足額が発生していた。

処理概要

相談者は取引の終了を希望しているので、当センターから事業者の管理者に連絡をし、相談者にも手仕舞いの指示をするよう助言した。その後、事業者から決済結果の報告を受けたところ、48万6775円の不足額が発生していた。

取引経緯の聞き取りからは、事業者の「断定的判断の提供」や「度重なる手仕舞い回避」など禁止行為が見受けられ、相談者は最終的に775万円の資金をつき込んでいた。

相談者はサラ金から多額の借り入れを希望していたため、法律相談ならびに商品先物取引協会の斡旋制度を紹介した。しかし相談者は、当センターの斡旋を強く希望した。当センターは取引の終了を希望してから最終的に相談者が和解金を受け取るまで7カ月を費やした。

商品先物取引の相談を受けた場合、契約者自身が明確に取引の終了を希望しているケースに限り、事業者に手仕舞いをさせる段階までの斡旋に入っているが、清算返還金を上回る返還要求については法律相談や商品先物取引協会の斡旋制度を紹介する程度にとどまっている。

今回、相談者が清算不足金を請求されているということもあり、当センターで斡旋交渉をしたが、解決する相当な知識が要求される。

こうした相談に限らず、ここ数年の消費生活相談の内容をみると、年々複雑・専門化してきている。この状況に対応するためには、専門的な相談機関の充実もさることながら、相談員の専門性を高め、それぞの分野のスペシャリストの養成が急務であると考える。